

# 議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会 11月総会

日 時 令和3年11月25日(木) 午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第19号 会期の決定について
- 第2 指定第20号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第18号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第19号 非農地証明事務処理報告
- 第5 議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第39号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第7 その他

〔出席委員〕

- 1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
- 6. 下元 誠一郎 7. 欠席 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 東出 一茂
- 11. 土居 稔 12. 竹村 加壽子 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 竹内 純
- 16. 中原 英昭 17. 宮脇 眞弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
- 20. 中城 康子 21. 岡村 博晶 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
- 25. 欠席 26. 欠席 27. 市川 正司 28. 欠席 29. 欠席
- 30. 澤田 憲男 31. 欠席 32. 山本 奨一 33. 橋本 健太郎 34. 平野 直人
- 35. 欠席 36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 欠席 39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 7 番 浜田大彰 25 番 常石幸浩 26 番 甲把雄 28 番 大西博之 29 番 石田芳秋
- 31 番 武市敏男 35 番 山崎力 38 番 秋田公幸

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本和也・山川 美恵

会長

11月総会にお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。季節の方もだいぶ寒くなりまして、冬らしい季節になりました。生姜も台地部の方は大体終わり、まだぼつぼつ残っているところがありますが、終了に近くなっています。今からは海岸部の方に堀りに行ったりしている状況だそうです。今月に入りまして、皆さんご存知の通り11月3日に前会長の林幸一さんが、県の功労者表彰を受賞しました。大変長く会長をやっていただきました。町の会長を20年以上と県の会長を10年の功績が認められました。11月18日には、高岡郡の協議会がございまして、事務局と私で出席させていただきました。津野町役場で行われました。11月22日に高知県下の農業委員会が集まります高知県農業会議の総会に事務局と参加をして参りました。高知会館で行われました。その総会の席で、四万十町農業委員会の農業委員会だよりが農業委員会だより全国コンクールの特別賞をいただきました。私が代表で受け取って来ました。林会長から代わりました南国市の武市会長から受け取りました。代表であります、下元誠一郎さんに受け取っていただきたいと思います。この賞は、上から3番目の賞で、本来なら東京に行って受賞になるのですが、このコロナ禍で今回もありません。コロナもかなり減っています、8月のすごい数から嘘のように今なっています。高知県でも連日のように0人が続いています。去年のことですが、11月の後半からすごく人数が増えだしまして、年末にかけて感染が爆発みたいになって年を越してもどんどん増えましたので、これから年末年始を迎えます。皆さんにはこれまで同様に感染に気を付けた行動をとっていただきたいと思います。

議長

ただ今から、令和3年度四万十町農業委員会11月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号13番 武内道則委員に申し上げます。ご起立をお願いします。憲章は、添付書類の最後でございます。

13番

四万十町農業委員会憲章の朗読

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、7番浜田大彰委員、25番常石幸浩委員、26番甲把雄委員、28番大西博之委員、29番石田芳秋委員、31番武市敏男委員、35番山崎力委員、38番秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。また、8番宮崎恵美子委員、15番竹内純委員から遅刻届が出ています。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により現在のところ農業委員16名、推進委員13名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告いたします。本日の議事日程及び議案はお手元に配布しているとおります。それでは、議事に

移ります。

日程第1、指定第19号「会期の決定について」を議題とします。  
お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会11月総会の会期は、令和3年11月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。  
次に、日程第2、指定第20号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。  
四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に6番 下元誠一郎委員と、21番 岡村博晶委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第18号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第18号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」をご説明します。議案書は、3ページです。件数は、窪川地域の1件になります。  
借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。  
番号1番、土地の所在地、藤ノ川字中ノ丸1127番、地目、田、面積、2,279㎡。他1筆あり、合計2筆、面積、5,447㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年11月5日です。  
この件については来月以降で、別の耕作者へ再配分するための合意解約になります。説明は以上になります。

議長 報告第18号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。  
特になければ、報告第18号は終わります。

～宮崎恵美子、竹内純委員入室～

議長 続いて、日程第4 報告第19号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第19号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は、4ページをご覧ください。今月は、西部地域からの2件と

なっております。

それでは番号1番から説明いたします。

番号1、添付資料は1ページから2ページをご覧ください。土地の所在地、大正中津川字奥森ヶ内457番、地目は田、面積は119㎡です。外1筆あり、合計2筆で、面積が495㎡です。457番は、30年以上前から宅地の一部として利用されており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、703番1は、30年以上前から耕作放棄地となり、現在は山林となっている状態で、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地のため、非農地であると認め、令和3年10月20日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして、番号2、添付資料は3ページからになります。土地の所在地は、芳川字堺谷173番、地目は畑、面積は202㎡です。外3筆あり、合計4筆で、面積、817㎡です。申請地は、20年以上前より不耕作等により、現在の利用がされており、173番、418番2は、原野化となっており、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地のため、非農地であると認め、174番1は、一部倉庫が建築され、174番4は、庭の一部となっており、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため、非農地であると認め、令和3年10月20日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第19号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第19号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第38号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第38号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は5ページとなります。申請地の位置は添付資料の6ページからご覧ください。件数につきましては10件で窪川地域が7件、西部地域が3件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1からご説明します。土地の所在地、奈路字野仲484番、地目、田、面積865㎡です。以下6筆あり、合計7筆、面積3,185㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稻と野菜を栽培する計画となっております。

続いて2番から4番については譲渡人が同じです。

番号2、土地の所在地、平野字一七石1346番、地目、田、面積2,339㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積4,036㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しており

ます。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号3、土地の所在地、平野字石原田1420番、地目、田、面積1,481㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号4、土地の所在地、平野字石原田435番1、地目、田、面積1,366㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号5番と6番については譲渡人が同じです。番号5、土地の所在地、平野字一七石1338番、地目、田、面積2,830㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号6、土地の所在地、平野字平野田1440番、地目、田、面積1,986㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号7、土地の所在地、七里字ツルイノ元甲608番、地目、田、面積、1,370㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号8について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の10ページをご覧ください。

土地の所在地、大正北ノ川字ヲキノキレ371番1、地目、田、面積、1,914㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する予定です。

番号9について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の11ページをご覧ください。

土地の所在地、古城字上コジロ887番1、地目、畑、面積、201㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

続きまして番号10について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の12ページをご覧ください。

土地の所在地、河内字ウネ136番3、地目、田、面積、421㎡です。以下、2筆あり、合計3筆で、面積が592㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第38号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員の補足説明はありませんか。30番 澤田憲男委員。

30番 番号1番について、譲受人から昨日確認をとっています。田んぼ、畑であることも確認しています。譲渡人については、高齢であり現在県外の娘の所で生活をしているということで、四万十町に今後帰って来るのはなかなか難しく、土地の管理も困難ということで、数年前より譲受人に売却について相談を進めていたそうです。今回、双方で合意となり売買に至ったそうです。譲受人については、下限面積も達成しており、土地取得後は水稻、野菜を予定しているそうです。番号1番についての所有権移転は何ら問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号2番から6番は、担当委員が同じですので一括でお願いします。  
9番 山本道雄委員。

9番 番号2番ですが、現状は田であります。農地を効率的に利用しており、150日以上農作業に従事しております。周辺農地には、支障がないと思います。

3番と6番を一緒にさせていただきます。現況は、田であります。農地を効率的に利用しており、150日以上農作業にも従事しております。周辺農地にも支障はありません。6番の譲受人が3番の法人の代表でもあり、3番6番とも問題ありません。

4番5番ですが、現状は田であります。農地を効率的に利用しております。150日以上農作業にも従事しております。周辺農地にも支障はありません。譲受人は、3番の法人の関係者でもあり、問題ないと思われまます。以上です。

議長 続きまして、番号7番。7番 濱田誠委員。

7番 7番について、担当は甲把雄委員ですが、本日欠席しており話を伺っておりますので代理で補足説明をいたします。先日、譲受人から話をお聞きしたそうです。現状は田であることを確認しており、譲受人は農地を効率的に利用しています。また、年間150日以上農作業に従事していることを確認しております。譲受人は、周辺にも農地を持ち耕作しており、営農上悪影響を与えていないことを確認しております。譲受人は、地域の担い手であります。特に問題ないと判断したそうです。

議長 続きまして、番号8番。16番 中原英昭委員。

16番 現地の確認と聞き取りに行ってきた。譲渡人は、高齢であります。また、現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しており、

年間 150 日以上農作業に従事することも確認しています。取得する農地の周辺の影響ですが、当該農地を取得するところら辺一帯は、譲受人の土地になりまして、その辺は問題ないと考えております。

議長 続きまして、番号 9 番。14 番 吉良榮委員。

14 番 11 月 21 日に譲渡人、譲受人、両者から確認してきました。現況は、畑であります。譲受人は、中山間の農地を色々な作物を栽培して効率よく利用しています。年間 150 日以上、農作業に従事しています。取得する農地ですが、これまでも耕作しており、引き続き自家用野菜を栽培するようで、周辺農地への影響もありません。譲渡人は、高齢にもなり家から離れた土地の耕作は困難になり売買に至ったそうです。譲受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手であり、意欲のある農家です。今後も生姜を中心に色々な作物を栽培していくとのこと。以上、確認の結果番号 9 番は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 10 番。13 番 武内道則委員。

13 番 先日、火曜日に現地確認と譲受人に聞き取りを行って来ました。現況は、田と畑であることを確認しております。周辺農地に迷惑をかけていない事、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。譲渡人は、十数年前より高知市内の息子さんの所に出ておりまして、親戚にあたる譲受人が農地を耕作していたそうです。譲渡人の息子さんから売買の話が出て、売買に至ったそうです。譲受人は、82 歳と高齢にはなりますが、お話を聞きますとまだまだ 10 年はやれると張り切っておりましたので、問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 38 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 38 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 38 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第39号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第39号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和3年12月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。議案書は8ページからです。添付資料については13ページからになります。件数につきましては18件で窪川地域が15件、西部地域3件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番からご説明します。土地の所在地、桧生原字神田279番1、地目、田、面積、510㎡です。以下6筆あり、合計7筆、面積5,589㎡です。設定は更新です。期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間です。水稻、生姜とキュウリを栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号2番から14番については設定を受ける者が同じです。添付資料は16ページからですが、全体の位置図、集成図については40ページからになります。

少しまとめて説明します。

番号2番 土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式8番3、地目、田、面積、659㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積797㎡です。権利の種類は使用賃貸借権の設定です。水稻とサツマイモを栽培する予定です。

番号3番 土地の所在地、天ノ川字中間44番、地目、田、面積、310㎡です。以下3筆あり、合計4筆、面積4,811㎡です。権利の種類は使用賃貸借権の設定です。サツマイモと水稻を栽培する予定です。

番号4番 土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式8番1、地目、田、面積、964㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積987㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号5番 土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式401番1、地目、田、面積、1,385㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積2,395㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号6番 土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式400番、地目、田、面積、1,068㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号7番 土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式398番、地目、田、面積、3,234㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号8番 土地の所在地、天ノ川字小次郎屋式396番、地目、田、面積、1,406㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積、3,466㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号9番 土地の所在地、天ノ川字上屋式373番、地目、田、面積、1,664㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積、5,143㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。



番号10番 土地の所在地、天ノ川字クボノヲク102番、地目、田、面積、919㎡です。以下4筆あり、合計5筆、面積、7,594㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号11番 土地の所在地、天ノ川字クボノヲク96番、地目、田、面積、1,867㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号12番 土地の所在地、天ノ川字クボノヲク359番、地目、田、面積、614㎡です。以下3筆あり、合計4筆、面積3,756.1㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

番号13番 土地の所在地、天ノ川字上屋式365番、地目、田、面積、3,042㎡です。以下4筆あり、合計5筆、面積、10,884㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する予定です。

2番から13番については、すべて設定は新規、契約期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間です。

続いて番号14番15番については、農地中間管理機構、関連農地整備事業に伴う、基盤整備の計画地となっています。

少しまとめて説明します

番号14番土地の所在地、床鍋字伊武田291番、地目、田、面積、1,196㎡です。以下6筆あり、合計7筆、面積、6,295㎡です

番号15番土地の所在地、魚ノ川字茶ノ木添367番5、地目、田、面積、146㎡です。以下3筆あり、合計4筆、面積、1,638.08㎡です

14番15番について、設定は新規です。期間は令和3年12月1日から令和22年11月1日までの18年と11か月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。この件は、賃借料が設定されていますが、基盤整備工事が終了した後、担い手に転貸してから賃借料が発生することや、品目によっては賃借料が変更になることの補足事項が、申出書に記載されています。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号16、土地の所在地、古城字シモクボ1204番1、地目は田、面積2,502㎡です。外6筆ありまして、合計7筆、面積が4,383㎡です。設定は新規の設定になります。

期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年になります。作物は水稻等を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続きまして、番号17、土地の所在地、昭和字シンヤシキ乙379番2、地目、畑、面積、377㎡です。外3筆ありまして、合計4筆、面積が1,516㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間になります。作物は、栗等を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号18、土地の所在地、昭和字中ノヲキ乙346番1、地目、田、面積、256㎡です。外4筆ありまして、合計5筆、面積が1,655㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年12月1日から令和13年11月30日までの

10年になります。作物は、水稻等を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

以上です。

議長 議案第39号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から13番までは担当委員が同じですので、一括でお願いします。4番 小野重明委員。

4番 1番ですが、十数年前に大阪からIターンで、この方の住宅、倉庫、農機具も全てこの方から借受けてスタートをして、現在はそこの非農地に家を建てて現在に至っています。更新のところは、生姜とキュウリをハウスで栽培しております。1番について、問題ないと思います。

2番から13番までは一括で説明させていただきます。23日に天ノ川に行きまして、祖父がおり話をしていた所に、親子が戻ってきまして、3代に会って来ました。現在7町5反ぐらい作っております、10町ぐらいは作りたいと希望を聞いて来ました。地域で唯一の若い担い手ですので問題ないと思います。

議長 続きまして、14番、15番については、中間管理機構ですので省きます。番号16番。14番 吉良榮委員。

14番 11月23日に借受人から現地確認と聞き取り調査をしました。借受人は、昨年末に実家にUターンして、この春より農業を始めました。新規就農であります。専業農家を目指しており、実家にも耕作地はありますが、規模拡大のため利用権設定をしました。田、畑となっておりますが、元は、全て田でありまして、ヤゴロ屋敷1222と1223は、今年パトロールに行つて再生不能とした土地です。雑草、小径木も綺麗に刈り掃つて、もう整備を始めています。シモクボ1212も耕作放棄地になっていて、ここも重機で綺麗に整地をしています。共に田んぼとしては再生できなそうので、畑として利用するという事です。借受人は、新規就農ですが今年150日以上農業に従事しております。また、地域の担い手でもあります。以上の結果、問題ないと判断しました。

議長 番号17番、18番は担当者が一緒ですので一括してお願いします。12番 竹村加壽子委員。

12番 17番について、借受人は親の代からの農業者でもあり、地域の担い手で内容も利用集積計画のとおりです。記載内容も間違いもないことも確認し、特に問題ないと判断しました。

18番も同じような所で、賃借料、周りにも迷惑をかけていない事を確認しました。問題ないと思います。栗畑も綺麗に管理され、畑も田んぼも綺麗に整地されておりました。以上です。

議長 議案第 39 号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
9 番 山本道雄委員。

9 番 16 番ですが、柚子を植えるということで、5 年は短いのではないですか。  
17 番の栗とかは 10 年ですが、5 年経って返せとか言われませんか。

14 番 この前話をしたのには、多分息子さんも帰って来ないし、5 年、5 年で更新して  
いくということでした。

議長 他にありませんか。2 番 掛水誠幸委員。

2 番 借受人が 21 歳と 25 歳ということで、今後、四万十町で頑張ってくれる人材が  
育っているなど感心した所ですが、農業委員会としては、こういう若い人を一生懸  
命育てる義務がありますし、頑張っていたきたい思います。

14、15 番ですが、今農業者の高齢化で農地が荒れだした状況で基盤整備の条件  
を厳しくするのでなく優しくしないと農地を守っていけないと思いますので、もっ  
と柔軟な体制で圃場整備をやってもらいたいことを是非担当課の方へお伝え願  
いたいと思います。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決  
することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の  
決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 その他の件について議題とします。  
事務局でありますか。

事務局 ありません。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長

それでは、これもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会 11月総会を閉  
会いたします。起立。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時20分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

---

署名委員 6 番

---

署名委員 21 番

---